

名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金制度の変更について (令和6年10月から)

重度障害者を受け入れるグループホームの設置促進を図るため、
令和6年10月申請分から、障害者グループホームのバリアフリー化改修費補助制度を一部変更します。

変更点① 補助対象となる事案を追加

・補助対象となる工事について、市内既存の共同生活住居における「既入居者の重度化・高齢化により、日常生活に支障が生じている場合」のバリアフリー化改修に加えて、新たに

「これから重度障害者※を受け入れる場合」についても対象に追加します。

(いずれの場合も市内既存の共同生活住居が対象であり、新規設置の共同生活住居は対象外となる。)

※ここでの「重度障害者」の定義は、以下のいずれかに該当する者

- (1) 障害支援区分4以上の者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2(4)①に定める**行動援護の対象者**

変更点② 補助基準額を増額

・「300千円未満の工事に対し、工事費の4分の3を補助」から

「工事費と基準額800千円を比して低い方の金額の4分の3を補助」へ変更します。

・1住居に1回限りの交付とします。

補助制度変更内容についてのQ&A

【Q1】なぜ今回補助制度の見直しをすることとなったのか。

【A1】これまで、グループホーム入居者の重度化・高齢化に対応するため、該当する入居者個人に必要なバリアフリー化改修工事に対する補助を行ってきました。

障害福祉計画における見込み量を上回る住居数となった一方で、医療的ケアの必要性の高まりや重度化等に対応していく必要があるため、重度障害者の受け入れ促進を図ることを目的に見直しを行うものです。

【Q2】対象となる「バリアフリー化改修工事」とは具体的にどのような工事を指すのか。

【A2】手すりの取り付け、段差の解消、引き戸への取替え、滑りにくい床材への取替えなどです。

【Q3】変更前の制度において、バリアフリー化改修費補助金を受けているが、変更後制度における補助金を申請することができるか。

【A3】可能である。ただし、**1住居1回限りの補助**となるため、変更後の制度での補助金を受けた住居は、それ以降は同一の補助金を受けることはできませんのでご注意ください。

詳細については、ウェルネットなごやの事業者向けページ (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/>) の新着記事にて順次掲載いたしますので、随時ご確認をお願いします。